

会議録

会議の名称	西東京市使用料等審議会 平成17年度 第6回会議
開催日時	平成18年3月10日（金曜日） 午後3時から午後4時35分まで
開催場所	田無庁舎3階庁議室
出席者	米田会長 宮本副会長 吉田委員 寅丸委員 竹之中委員 事務局：坂井企画部長 名古屋生涯学習部長 富所スポーツ振興課長 木村公園緑地課長 飯島企画課長 下鳥企画部主幹 井上スポーツ振興課 係長 西谷企画課主査 河合企画課主査
議題	1 個別案件「西東京市社会体育施設使用料の適正化について」 2 個別案件「西東京市立公園施設使用料の適正化について」及び「西東京市社会体育施設使用料の適正化について」（運動場等）の諮問 3 個別案件「西東京市立公園施設使用料の適正化について」及び「西東京市社会体育施設使用料の適正化について」（運動場等） 4 その他
会議資料の名称	資料1 社会体育施設使用料適正化による市民サービス還元について 資料2 西東京市社会体育施設等使用料の適正化について 資料3 西東京市スポーツ施設等 使用料原価計算書 資料4 西東京市社会体育施設等使用区分・時間 資料5 近隣市類似施設使用料比較表 資料6 平成16年度スポーツ施設（屋外）利用状況
記録方法	全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>発言者名： 発言内容</p> <p>会長からの報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度第4回、第5回会議録を配布したので、内容確認後、修正等があれば1週間以内に事務局へ連絡してほしい。 <p>議題1 個別案件「西東京市社会体育施設使用料の適正化について」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会体育施設（スポーツセンター、総合体育館、武道場）の使用料を適正化することにより、市民サービスに還元される点を説明。ハード面では、スポーツ環境の改善と体育機器等のレベルアップ、ソフト面では、使用区分等の改善、スポーツ振興事業（教室）の拡充、利用市民の意見聴取が図られる。 ・審議の結果、今回諮問の改正内容が妥当として全委員に了解された。答申については、審議会終了後に会長から生涯学習部長へ行った。 	

質疑応答

委員：公共施設予約システムに利用者の満足度を入力し、把握するシステムは追加できないか。

事務局：現行のシステムでは対応できないが、システムのリースアップが近づいており、委員からの意見については、担当職員に伝えたい。

委員：料金改定に際し、例えば、10回利用すると1回無料になるような、利用者が割安に感じる回数券のようなものが導入できないか。特にトレーニング室やプールなどの個人利用できるものについて検討してほしい。

事務局：将来的には、個人利用で考えていく必要があるので、調査・検討していきたい。本市も市営駐車場で実施しているので、法的には可能である。4月から指定管理者制度が導入されるが、3年目以降は指定管理者を公募するので、モニタリング等を仕様に入れることで利用者意見を取り入れ、事業をレベルアップすることも可能である。

委員：各市の状況を見ると、銀行、東京ガス、NTTといった地元の民間施設を土日に無料開放しているケースが増えている。市全体で考えると、市民にそういった施設も利用してほしいと思う。

事務局：西東京市では、三菱東京UFJ銀行の厚生施設があり、10年以上にわたり、テニスコートの市民開放に協力いただいている。スポーツ振興計画の中でも、地域の大学と連携する中で、スポーツ施設の開放やサービス提供を含めて策定しているので、委員のご意見を取り入れる方向で調整、連携していきたい。

委員：今回の改定により、収入見込みはどうか。

事務局：スポーツセンター、総合体育館、武道場を含め、概ね1,920万円程度、約54%増を見込んでいる。16年度の利用実績が3,554万円であり、現行コストに占める割合は10%であるが、約1,920万円の収入増により15%になることを想定している。

委員からの意見

・資料1の内容は、市民サービスの充実内容であるが、もう少し具体的な内容とし、その達成度を市民がチェックできる仕組みが必要ではないか。使用料を上げる場合に、どのようにサービスが変わるのかを具体的な目標で表し、改正内容を整理したパンフレット等で明確に市民に示した方が良いと感じる。

・施設単位ではなく、ネットワークとして全体をマネジメントしていくという発想からサービス向上を示しても良いと思う。市民からすれば、施設が災害時の危機管理や環境保全面でどのような機能を果たすかも気になると思う。縦割りではなく、視点を広げて市民に提案していく必要がある。

議題2 個別案件「西東京市立公園施設使用料の適正化について」及び「西東京市社会体育施設使用料の適正化について」（運動場等）の諮問

・田無市民公園市民公園グラウンドと社会体育施設（北原・向台・芝久保・芝久保第二・ひばりが丘の各運動場、東町テニスコート、健康広場）の使用料適正化を行うため、企画部長と生涯学習部長から審議会会長に対して諮問を行う。

議題3 個別案件「西東京市立公園施設使用料の適正化について」及び「西東京市社会体育施設使用料の適正化について」（運動場等）

- ・適正化に向けて見直し、使用料案は次のとおりである。
 - (市民公園グラウンド) 全面3時間1,800円
 - (北原運動場) 2時間40分1,200円
 - (向台運動場) A面3時間3,000円、B面3時間2,400円
 - (芝久保運動場) 2時間40分1,000円
 - (芝久保第二運動場) テニスコート1面2時間1,200円(ゲートボール場は無料)
 - (ひばりが丘運動場) 2時間1,200円
 - (東町テニスコート) 1面2時間800円
 - (健康広場) 3時間1,200円

質疑応答

委員：有料化する施設について、ひばりが丘運動場を基準に使用料を算出しているが、市民から見て基準になる施設なのか。

事務局：現状として、今回有料化する施設は借地が多い。ひばりが丘、向台、芝久保の運動場は無償で借りているが、ひばりが丘運動場は有料化しているため、モデルにできるのではないかと考えている。

委員：ゲートボール場は無料という案になっているが、現実には、高齢者で所得の高い世帯が多いし、団塊の世代を中心として生活スタイルの違う人達が増えてくる。最近では、高齢者のサッカーがブームになっており、ゲートボール場だけ無料にする妥当性がないのではないかと。

事務局：高齢者のゲートボール競技人口は減っていると思われる。施設の利用頻度は低くなっており、将来的に地主の理解が得られれば、利用頻度の高いテニスコート等に施設変更したいので、当面は無料としたい。

委員：市の施設の平均を目安に使用料を算出しているが、最も上手く運営されている施設が、どのような価格水準で、どのようなサービスが行われているのかを分析して料金設定することが重要ではないか。

事務局：他市のテニスコートには、クラブハウスやシャワー室、談話室を備えている施設もあるが、本市のテニスコートは設備が整っておらず、民間に類似する施設内容ではないので、今回の料金設定となった。今後、価格設定の根拠は、どのような方法が良いのか研究していきたい。

委員：借上料の設定はどうなっているのか。

事務局：租税相当額(固定資産税)の2倍となっている。

委員：民間から借り上げている施設はどれか。

事務局：民間から土地を借りているのは、北原運動場、芝久保第二運動場、東町テニスコートである。向台運動場、芝久保運動場は、東京都から無償で借りている。ひばりが丘運動場は、都市再生機構から無償で借りている。健康広場は、市有地である。市民公園グラウンドは、田無市民公園の中にあり、公園の3分の1は国から無償で借りている。

委員：芝久保第二運動場のテニスコートとゲートボール場は近い場所にあるのか。

事務局：隣接している。

委員：ゲートボール場をテニスコートに変えることもできるのか。

事務局：借りる時点での約束があるので、今後、地主のご理解を得て、施設の内容を変更していく必要がある。

委員：使用料の改正により、運動場の借上料程度は回収できるのか。

事務局：750万円の使用料収入を見込んでいるので、借上料の半分に満たない。

委員：なぜ、ひばりが丘運動場だけが有料なのか。

事務局：ひばりが丘団地の汚水処理場があった場所を市の負担で運動場にした経緯があり、その経費がかかっていることから旧保谷市で有料とした。

委員：今回の改定は妥当な金額であると感じるが、夜間照明がある施設で昼と夜の使用料が同じなのはなぜか。

事務局：昼夜で施設の使用料は同じで、夜間の照明料を別に徴収している。

委員：夜間照明料金はいくらか。

事務局：夜間照明料は実費相当となっており、向台運動場は、A面1時間4,000円、B面1時間3,200円である。市民公園グラウンドは、1時間1,400円である。

委員：遊水地として東京都から無償で借りている施設を有料で貸すのはなぜか。また、使用料を徴収している以上、きちんと運動場が整備されていないと利用者が納得しないと思うが、遊水地に水が入った場合の対応はどうするのか。

事務局：向台と芝久保の運動場が該当するが、地方自治法第225条で条例により使用料を徴収し、地方公共団体の収入とすることができるとなっている。荒川や多摩川の河川敷でも、国の施設を有料化しており、法律上は問題ない。遊水地に水が入り、状態が悪くなった場合は、市の負担で整備する。

委員：ゲートボール場の利用者数はどの程度か。

事務局：ほとんど利用者がいない。今後、施設変更の検討が必要である。

委員：テニスコートの個人と団体利用があるが、何人から団体扱いになるのか。

事務局：テニスコートに限り個人と団体の利用が混在しているが、10人以上を団体としている。

委員からの意見

- ・コストの削減として、借上料の水準や算定方法が適切であるかを検証した方が良い。
- ・狭い市域の中に様々な施設が多くあり、市民の立場からは便利であるが、同時に負担も市民にかかるので、現状の施設全体のあり方を見直した方が良い。

議題4 その他

- ・次回会議日程は、後日、委員と調整の上決定する。公園施設使用料及び社会体育施設使用料（運動場等）の審議等を行う。